

続いて、2項目目に、北大阪急行線延伸とまちづくりにおける諸課題について質問します。

鉄道延伸工事の3年延期については、4月8日にマスコミが報道し、翌4月9日に、市からの説明を受けました。今定例会の総務常任委員会においてもさまざまな角度から質疑が交わされてきたところです。しかしながらそれでも市民のみなさんにとっては、よく理解できない部分があり、納得できない、とのご意見を伺っております。

また予定通りに建設が進んでいる船場駅前地区に整備される複合公共施設のうち、図書館と生涯学習センターに関する諸課題について、合わせて質問させていただきます。

1点目に、鉄道延伸工事の3年延期について伺います。

延伸工事が3年延期することによる、事業費の増額について、経費の中には市職員等の人件費は含まれているのでしょうか。含まれているなら（あるいは含まれていなくても）どれくらいで試算されていますか。

基本的に事業経費には同事業に携わる市職員等の人件費も含めるべきであると考え、延伸工事、およびまちづくり施設の工事において、延期によってどれくらいの事務的経費の増額になるのか、ご答弁をお願いいたします。

（答弁）

「鉄道延伸事業に係る人件費の考え方」について、ご答弁いたします。

市職員の人件費につきましては、市の経常経費として計上しており、北大阪急行線延伸事業に係る総事業費の650億円には含んでおらず、開業目標の見直しに関しても、市職員の人件費の増分は見込んでいません。

また、今後、事業の進捗に伴い当該事業にかかわる職員配置が変わるなど不確定な要素があるため、事業完了までの人件費を試算することは困難であり、毎年度実施している行政評価の事後評価調書において、引き続き事業ごとの人件費を公表してまいります。

以上でございます。

人件費は決算時に明らかになるようですが、決算では単年度の事業費になるので、とても分かりにくいです。やはり全体事業を示すなかで、市職員等の人権費部分を含めて試算されたものを見えるようにしていただく方が、誰にとっても分かりやすいと考えます。

次に、2016年度から工事が着工しましたが、公共用地先行取得事業の予算計上時には、用地取得の事業期間をいつからいつごろまでと見込んでいたのでしょうか。ご答弁をお願いします。

(答弁)

「公共用地先行取得事業費の予算計上時に見込んでいた用地取得の事業期間」について、ご答弁いたします。

当該予算を議会にご提案した平成28年2月時点においては、用地取得の事業期間は、平成28年6月の着手から平成29年6月の取得完了までの約1年間を見込んでいました。

以上でございます。

次に、2016年度の当初予算時に議会に示されていた工期スケジュールでは、準備工事に約2.5カ月、基礎杭工事～橋脚工事までに約21カ月、橋桁工事に10カ月、そして道路復旧に20カ月となっており、道路復旧工事と並行して北急電鉄の施工による軌道・電気・建築工というインフラ外工事が18カ月かかるというものでした。

今、述べた基礎杭工事と橋桁工事は、公共用地の取得が終わってからできない工事であり、また基礎杭工事が完了しないと次の橋桁工事には進めないと思われます。基礎杭と橋桁工事を合わせて31カ月かかる予定でした。先日の総務常任委員会の説明では、インフラ外工事に約2年ということでしたから、合わせて31カ月と24カ月で55カ月。つまり、今年1月に用地買収が完了した段階で、約4年半かかることが分かっていたのではないのでしょうか。いやもっといって、工期スケジュールから逆算すると、用地取得が当初の計画から遅れると分かった段階で、工期遅れは予想できたのではないかと思われます。以上の件について、素人にも分かるように、市の説明を求めます。

(答弁)

「開業目標が遅れることが分かった時期」について、ご答弁いたします。

通常、工事発注前に想定した工程は、詳細な施工計画の検討や、現場着手後に生じる諸条件の変更により当然に変更があるものであり、一部箇所の工事に遅れが出て、都度、全体工程を見直して遅れを取り戻しながら工事を進めます。逆に、一部箇所の進捗が遅れただけでは、必ずしも全体工程が遅れるとは限りません。

今般、平成30年12月に用地買収が完了し、併せてコンクリート擁壁の撤去などの懸念事項について一定の見通しが立ったことから、大阪府、阪急電鉄（株）、北大阪急行電鉄（株）、箕面市の4者で、開業目標の実現に向けて今後の工期短縮策などの検討を重ねた結果、4月初旬に、開業目標を3年間延期せざるを得ないとの結論に至ったものです。
以上でございます。

やはり、これまでと同じご答弁でした。工事は複数の工種が同時に進むもので、それをやりくりしながら工程を組む、というような説明も伺っていましたが、もし、そうであるならば、当初にお示しいただいた工期はかなり余裕をもって作成されたものだ、ということになるのでしょうか。3年延期については、専門的に詳しい市民のかたからも市の説明では理解できないという声が寄せられています。

3年延期が公表される前から、私は市には工程表の開示を求めてきましたが、北急電鉄さんが担う工区も、箕面市の工区も非開示となりました。なぜ箕面市の部分も非開示なのかについては、箕面市の工程を開示すると北急電鉄の工区の工程が分かってしまい、法人の利益を損なうことがあるからだ、というような説明でありました。この説明は、工期の遅延は、よくあることであり、不可抗力的なものであるというような説明とは、相反します。そんなこともあり、3年延期のメカニズムが理解できず、質問させていただきましたが、やはり、疑問が払拭されない、と指摘させていただき、北急延伸工事にかんする質問を終えます。

2点目に船場地区複合公共施設について質問いたします。

昨年、第3回定例会において、図書館、生涯学習施設の管理・運営について、指定管理者制度を用いて大阪大学に委ねることが議決されました。その時、具体については「今後の協議」とされた部分が多くありました。その後、半年以上が経過しましたが、その進捗についてお答えください。

(答弁)

「図書館及び生涯学習施設の管理運営の協議」について、ご答弁いたします。まず、図書館については、開館時間や開館日の拡大、蔵書の利用方法などについて具体的に協議を進めています。

生涯学習センターについては、大阪大学に現在市が行っている生涯学習センターの管理運営の内容を示し、先方において検討を深めていただいているところです。

本市としましては、市民の利便性がより高まる運営となるよう、大阪大学に対し詳細の運営内容の検討を依頼しており、今後、それらの検討内容をもとに協議・調整を進めていく予定です。

また、貸館の利用料金の設定についても、現在の生涯学習センター等の利用料を参考に、大阪大学が検討を進めているところです。

以上でございます。

図書館、生涯学習センターの整備費は約 50 億円です。図書館の管理運営費は指定管理者制度を用いながら、「無償で」、となっておりますが、そうであるならカフェ等の有料で運営できる付帯施設の売り上げは、箕面市に入るという理屈になってしまいますが、いかがでしょうか。

また生涯学習センターについては利用料金制を導入するので、貸館等の利用料が大阪大学の収入となります。「無償での管理」とまではいえないのではないのでしょうか。市民のみなさんに対して、丁寧な説明が必要と考えますので、あらためて市の見解を問うものです。

(答弁)

「収入等の取り扱い」について、ご答弁いたします。

まず、(仮称)船場図書館において利用料金が見込まれるのは、2階のカフェスペースのテナント料で、その利用料金は、平成29年10月にご可決いただいた図書館条例の改正において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めることができ、その利用料金は指定管理者の収入として收受させるものと規定しています。

次に、生涯学習センターについてですが、市と大阪大学の間で交わした協定書において、市は生涯学習センターの「業務の実施に係る経費について、これを負担しない」と規定しています。

一般的に指定管理制度では、まずその施設の管理運営経費や利用料金収入を

積算したうえで、収支相償うように施設の設置者が指定管理者に対して指定管理料を支払うのが原則で、本市の多くの指定管理者施設は市が指定管理料を支払って運営されていますが、(仮称)船場生涯学習センターについては、協定書に基づき利用料金収入に関係なく、大阪大学に対し指定管理料を支払うことはありません。

以上でございます。

指定管理料は支払わないが、利用料収入やカフェスペースのテナント料は指定管理者である大阪大学の収入になる、ということをお確かめ確認しました。

さて図書館・生涯学習センターの管理運営費は、市直営で行えば、年間にどれくらいの経費が発生すると考えたらよいでしょうか。

また中長期の大規模改修費について、どの程度、発生するものか、予め試算・想定はされているでしょうか。

(答弁)

「市直営による管理運営経費と大規模改修の試算」について、ご答弁いたします。

両施設の管理運営経費は、協定書に基づき「業務の実施に係る経費については、市はこれを負担しない」となっているため、市では算出していません。なお、施設規模は違いますが、参考までに図書館と生涯学習センターの複合施設である東生涯学習センター及び東図書館の数値をお示しますと、平成30年度の決算見込みで施設管理にかかる経費が約1,620万円、職員人件費が約5,100万円の合計約6,720万円で、延べ床面積が3倍程度となる(仮称)船場生涯学習センター及び図書館では、それ相応の大きな経費負担が発生するものと考えています。

中長期の大規模改修は、今回のPFI事業における指定管理期間である15年以内に発生しないことから試算はしていません。

以上でございます。

15年～20年の間には、中・長期の長寿命化や大規模修繕費が発生するであろうと思われませんが、先のことは考えていない、ということですね。たとえば民間の集合住宅であるならば、修繕費を、民間企業なら減価償却費を積み立てて備えますが、公共施設においては、予め将来必要となる費用のこ

とは考えない、ということになります。実際はそんなことはないと思いますが、私はそういうところを大変危惧しますので、市民に対して、将来見通しについて見える化をはかってくださるよう要望いたします。

さて、図書館は市立図書館となりますが、地階、3階、4階は、大阪大学・外国語学部の図書館としての位置づけはない、と考えてよろしいですか。

(答弁)

「図書館の地下、3階、4階位置づけ」について、ご答弁いたします。図書館の地下、3階、4階も含め、全てが箕面市立図書館です。以上でございます。

それでは、地階、3階、4階の図書は大阪大学の蔵書なので、所有権は大阪大学ということになるのでしょうか。ラーニングコモンズ、グループ学習室、AV ライブラリー、AV コモンズ、閲覧個室など、及びそれぞれに設置される備品等、市の所有と考えてよいのでしょうか。

(答弁)

「3階・4階の蔵書の所有権と備品等の所有者」について、ご答弁いたします。

大学蔵書の所有権は大阪大学にあります。3階・4階に設置される備品については、閲覧個室内のものを含め、机や椅子などは市の備品ですが、現在、大阪大学で利活用されている機器、例えば検索機や貸出機、AV機器やラーニングコモンズ内のプロジェクターやスクリーン、それらを設置する机などは大学が設置し、維持管理も大学が行います。なお、それら大学の備品についても、大学の教育研究の目的を妨げない範囲で市民が利用できます。以上でございます。

箕面市が設置する備品と、大阪大学が揃える備品があり、所有権はそれぞれにあると理解しますが、「大学の教育研究の目的を妨げない範囲で」というのが気にかかります。今協議中とのことですが、是非、どういう方向で協議されているのか、早急に市民に対して説明くださるようお願いいたします。

生涯学習施設は、箕面市の生涯学習センターとしての要件が満たされた施設となっているのでしょうか。また、子育て中の方が貸館等を利用する際の保

育の場所となる「プレイルーム」がないのは何故でしょうか。

これら、施設の整備内容（諸室）について、審議会にはどのように諮られたのでしょうか。

また、そこでの議論についても教えてください。

（答弁）

「生涯学習センターとしての要件等」について、ご答弁いたします。

生涯学習センターには、特に決められた施設要件はありません。新しい生涯学習センターにどのような機能が必要かについては、平成29年に実施した市民アンケートなど多くの利用者からの意見を参考に、立地条件や周辺施設との棲み分けを考慮し市として検討を進めてきました。

なお、アンケート調査の結果、プレイルームの要望が全体の0.45%と非常に低かったことから設置する予定はありませんが、保育の場所が必要となった場合には、和室や会議室の活用を想定しています。

審議会については、昨年9月には（仮称）箕面市立船場生涯学習センターの概要等について説明し、施設規模や設備についての質疑を行っており、今後も整備等の進捗状況等について必要に応じて報告していく予定です。

以上でございます。

ただいまのご答弁では、保育の場所が必要になった場合には、和室や会議室を活用すればよい、というものでしたが、そういう部屋がすでに予約されていた場合には、保育ルームとして借りることができないじゃないですか。そういう市の姿勢でいいんですか。

またアンケートを参考に施設要件を検討した、とのことですが、アンケートは西南生涯学習センター等の既存の学センをはじめ、市内全域にわたって行われたと伺っております。ということは、アンケート結果が、船場地域住民の声を十分に反映しているとは言い難いのではないかと考えます。

さて、西南生涯学習センターの整備時には、建物内の各部屋の見取り図を示しつつ、説明会や情報提供が行われ、ある程度時間をかけて市民の声を反映させながら、進められました。担当職員は、市民からの苦情などを受けながら、大変だったとは思いますが、その時と比べて、今回はあまりにお粗末であると言わざるをえません。今からでも市民協働で、できることについて、市の見解を求めます。

（答弁）

「市民協働」について、ご答弁いたします。

新しい生涯学習センターや図書館を整備するにあたり、どんな部屋や設備が必要かについての市民の声を聞くことは当然必要であると考え、既存の生涯学習センターや文化交流センター、市民会館、市民活動センター、図書館を利用している方に対してアンケートを実施し、881名の方からご意見をいただいたものを、PFI事業の要求水準書に反映させています。

また、整備内容については、PFI事業として入札公告を行い、事業者が決定した後は、毎年7月頃に開催している全市説明会において説明したほか、設計が完了し、着工する前には、平成30年11月と12月に、近隣住民等を対象とした説明会を開催し、説明を行いました。

オープン後の運営等については、利用者の意見を反映させるために、年に1回、施設利用者等で構成する「指定管理者の評価に係る合議」を行い、その意見等を踏まえながら、適正な管理運営の確保、さらなる業務改善やサービス向上を図っていきます。

以上でございます。

船場での市民説明会は、西南生涯学習センター時のものとは、回数と内容等で比較にならないことを指摘しておきます。

ただいまのご答弁では、オープン後の運営について、利用者の声は年1回の「指定管理者の評価に係る合議」において出てくる意見を踏まえるというような内容でした。それでは、新たに船場に整備される生涯学習センターには、利用者協議会は設置されないのでしょうか。

<答弁>

「利用者協議会の設置」について、ご答弁いたします。

新しい生涯学習施設は、立地や利用者層によりどういう文化が育つか未知数のため、現時点ではわかりません。

以上でございます。

理解しかねるご答弁でした。船場の生涯学習センターのみ、特殊な運営になるかもしれない、との含みがあり、到底認めることはできません。利用者協議会の会員は利用料が5割減免になることや、施設の目的からして、市民協働で運営される仕組みは必須であります。あらためて、利用者協議会の設置は当然であり、強く求めます。

船場のまちづくりについて、もっとガラス張りにしてほしいと思います。しっかり市民に情報提供し、市民が意思形成段階で参画できるように。市民協働を進める絶好の機会を大切に、行政がしっかり後押しされますことを強く求めて、一般質問を終わります。